

東かがわ市告示第 1 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第 2 項の規定に基づき道路の部分の供用開始及び供用廃止するので、同条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から 3 週間東かがわ市事業部建設課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 7 日

東かがわ市長 上村 一郎

1 道路の区域

整理番号	路線名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				計画幅員 (m)	延長 (m)
3219	水任線	東かがわ市伊座 390-1 地先から 東かがわ市伊座 392-4 地先まで	前	6.0 ~ 7.0	77.8
			後	6.0 ~ 6.4	74.1

2 供用開始及び供用廃止の期日 令和 8 年 1 月 8 日